

用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領

制 定 平成27年 1 月30日付け26生産第2628号
一部改正 平成28年 6 月27日付け28政統第508号
一部改正 令和元年 5 月 7 日付け元政統第18号
一部改正 令和 2 年12月28日付け 2 政統第1692号

農林水産省生産局長から

地方農政局長
北海道農政事務所長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
関係団体の長

宛

第 1 趣旨

この要領は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）第4条第1項第2号ただし書の規定による販売に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長。以下同じ。）の承認等について必要な事項を定める。

第 2 販売承認申請書等の提出

出荷販売事業者又は買取販売事業者（当該出荷販売事業者から販売された用途限定米穀を実需者（当該用途限定米穀をその用途に確実に供すると認められる事業者をいう。以下同じ。）に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）は、遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けようとするときは、販売承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（別記様式第2-①号又は別記様式第2-②号。以下「誓約書」という。）を作成し、当該申請に係る用途限定米穀が買取販売事業者を通じて確実に実需者に販売される予定であることが明らかとなる書類等を添付し、農林水産大臣に提出する。これを変更する場合も同様とする。

第3 審査及び承認

農林水産大臣は、第2により提出された申請書及び誓約書について、その内容を速やかに審査し、以下の基準を全て満たす場合には、遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を行う。

- (1) 出荷販売事業者が買取販売事業者に販売する用途限定米穀の数量の合計値が、買取販売事業者が実需者に販売する用途限定米穀の数量（当該用途限定米穀が輸出用として用途が限定されている米穀である場合は、輸出計画書に記載されている数量）の合計値と同一又はそれ未満であること。
- (2) 申請書及び誓約書の記載に虚偽がないこと。
- (3) 申請に係る出荷販売事業者及び買取販売事業者が、申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関し、米穀の流通に関する法令^(※)の規定に違反する行為を行っていないこと。

※ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。

第4 審査結果の通知

農林水産大臣は、第3の審査の結果、承認する場合は承認通知書（別記様式第3号）、不承認とする場合は不承認通知書（別記様式第4号）により、速やかに、申請者に通知する。

上記による通知を受けた申請者は、当該通知の内容を、当該通知に係る全ての出荷販売事業者及び買取販売事業者に対し、速やかに通知する。

第5 承認の取消し

農林水産大臣は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。この場合においては、販売承認取消通知書（別記様式第5号）により、速やかに申請者に通知する。

- (1) 申請書又は誓約書の記載に虚偽があることが判明した場合
- (2) 申請に係る出荷販売事業者又は買取販売事業者が、誓約書に違反する行為を行った場合
- (3) 申請に係る出荷販売事業者又は買取販売事業者が、米穀の流通に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為を行った場合
- (4) その他農林水産大臣が、用途限定米穀の適正流通の確保のために特に必要があると認める場合

附 則（平成27年1月30日付け26生産第2628号）

この通知は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年6月27日付け28政統第508号）

この通知は、平成28年6月27日から施行する。

附 則（令和2年12月28日付け2政統第1692号）

- 1 この通知は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別記様式第1号)

販売承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長)

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名 (個人の場合は、氏名)

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 (平成21年農林水産省令第63号) 第4条第1項第2号ただし書に規定する用途限定米穀の販売について、下記のとおり申請します。

記

1 申請に係る用途限定米穀の用途

2 買取販売事業者の名称及び住所

買取販売事業者名	住 所

(別記様式第2-①号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長)

用途限定米穀の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 出荷販売事業者から買取販売事業者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について行うこと。
- 2 買取販売事業者から実需者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、買取販売事業者と実需者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について本承認に係る用途で本承認に係る実需者に対し行うこと。
- 3 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省又は都道府県の職員による検査に協力すること。
- 4 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

注： 出荷販売事業者が誓約書を提出する場合にあっては、買取販売事業者の署名を添えるものとする。

(別記様式第2-②号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書
(輸出用として用途が限定されている米穀の販売承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿
(地方農政局長)

輸出用として用途が限定されている米穀（以下「輸出用米」という。）の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 出荷販売事業者から買取販売事業者への輸出用米の販売は、本承認に従って、出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について行うこと。
- 2 買取販売事業者は、出荷販売事業者から買い受けた輸出用米について、輸出計画書及び実需者（輸出代行業者）との間の基本取引契約に基づき、直接又は実需者（輸出代行業者）への販売を通じて確実に輸出すること。
- 3 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省又は都道府県の職員による検査に協力すること。
- 4 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

(別記様式第3号)

承認通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
(地方農政局長)

令和 年 月 日付で承認申請のあった用途限定米穀の買取販売事業者への販売については、承認します。

(別記様式第4号)

不承認通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
(地方農政局長)

令和 年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の買取販売事業者への販売については、下記の理由により、承認しないこととします。

記

(不承認の理由)

(別記様式第5号)

販売承認取消通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号、名称及び
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣
(地方農政局長)

令和 年 月 日付けで承認した用途限定米穀の買取販売事業者への販売の承認については、下記の理由により、取り消します。

記

(取消しの理由)